

茅ヶ崎市ラブホテル規制条例施行規則

平成4年7月1日

規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市ラブホテル規制条例（平成4年茅ヶ崎市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 条例第4条第1項の規定による届出をしようとする者は、ホテル等建築計画届出書（第1号様式）による正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添付しなければならない。

図書の種類 明示しなければならない事項

付近見取図 方位、計画敷地の周囲150メートルの区域内に存する建築物及び公共施設の位置並びに縮尺（2,500分の1以上）

配置図 方位、敷地の境界線、敷地内における建築物、看板、車庫等及び屋外照明灯の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに垣の位置、構造及び高さ並びに縮尺（200分の1以上）

各階平面図 方位、間取り、各室の用途及び有効面積、客室の浴槽及び寝具類の寸法及び位置、壁の材質、開口部、屋外・屋内階段、玄関、フロント、ロビー、廊下、各室の出入口、車庫等並びに縮尺（200分の1以上）

四面の立面図 開口部、看板及び屋外照明灯の位置並びに外壁の材質、色彩、形状及び寸法並びに縮尺（200分の1以上）

完成予想図 建築物、看板及び垣その他の工作物を彩色したもの

室内展開図 ロビー、フロントカウンター、食堂等、会議室等並びに客室の材質、色彩、形状、寸法及び設備並びに縮尺（100分の1以上）

2 前項に規定する図書のほか、市長が必要と認める場合には、その他参考となる図書を添付させることができる。

(通知)

第3条 市長は、条例第4条第2項の規定により、ラブホテルに該当しない旨の通知をしようとするときは、ラブホテルに該当しない旨の通知書（第2号様式）により行うものとする。

2 市長は、条例第4条第2項の規定により、ラブホテルに該当する旨の通知をしようとするときは、ラブホテルに該当する旨の通知書（第3号様式）により行うものとする。

(標識の設置)

第4条 条例第5条の規定による標識は、建築計画の概要標識（第4号様式）によるものとし、当該建築物の敷地内で、道路に面する場所に設置しなければならない。

（勧告）

第5条 市長は、条例第6条第1項の規定による勧告をしようとするときは、ホテル等の建築に係る勧告書（第5号様式）により行うものとする。

（命令等）

第6条 市長は、条例第7条の規定による命令をしようとするときは、ホテル等措置違反是正命令書（第6号様式）により行うものとする。

（平9規則25・一部改正）

（証人の出席の手続）

第7条 当事者は、条例第8条第3項の規定により証人を出席させようとするときは、当該聴聞の期日の4日前までに、当該証人の住所、氏名及び立証の要旨を記載した書面を主宰者に提出しなければならない。

（平9規則25・全改）

（立入調査員証）

第8条 条例第9条第2項の規定による証明書は、立入調査員証（第7号様式）によるものとする。

（平9規則25・一部改正）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（旅館業を目的とした建築の規制に関する条例施行規則の廃止）

2 旅館業を目的とした建築の規制に関する条例施行規則（昭和46年茅ヶ崎市規則第22号）は、廃止する。

附 則（平成5年規則第2号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第25号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第4号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第56号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第12号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第12号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第35号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の様式の規定により作成されている帳票は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和6年規則第47号）

この規則は、令和7年6月1日から施行する。